

令和4年7月7日

市政記者各位

福祉局障がい福祉課
福祉局介護保険課
こども未来局こども発達支援課

福祉避難所の運営体制強化事業について（お知らせ）

福岡市では、福祉避難所の確保や運営体制を強化するために、協定を締結した福祉避難所に対して次のとおり避難生活に必要な物資を配付しますので、お知らせいたします。

1. 障がい者施設

対象：令和3年度までに協定を締結した施設（31施設）

物資：非常用電源（複数年で全施設へ配付（令和4年度は7施設へ配付予定））、
ワンタッチパーテーション、エアーマット、非常用圧縮毛布、おかゆ、水、
流動食、ストーマ用装具

時期：7～8月にかけて順次配付

2. 障がい児施設

対象：令和3年度までに協定を締結した施設（10施設）

物資：非常用電源、ワンタッチパーテーション、エアーマット、非常用圧縮毛布、
おかゆ、水、こども用紙おむつ

時期：7～8月にかけて順次配付

3. 高齢者施設

対象：令和4年度に協定を締結する施設（介護老人保健施設等）

物資：要介護者向け簡易ベッド、毛布、ポータブルトイレ、車いす、おかゆ、水

時期：9～10月にかけて順次配付

<参考>「福祉避難所（二次避難所）」について

日常生活に介助や常時の見守りなどが必要で、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な高齢者や障がいのある方など（要配慮者）を受け入れるために開設する避難所（二次避難所）です。高齢者施設や障がい者施設などを運営する社会福祉法人などと福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

当該施設は、災害時において施設の被災状況の確認や要配慮者を受け入れるための調整が完了した後に福祉避難所として開設され避難が可能となりますので、直接避難することはできません。まずは公民館や小学校などの指定避難所に避難をお願いしています。

<問い合わせ>

障がい者施設に関すること：福祉局障がい者部障がい福祉課 渡辺・井口 Tel：092-711-4249（内線2158）

障がい児施設に関すること：こども未来局こども部こども発達支援課 氷室・福原 Tel：092-711-4178（内線1748）

高齢者施設に関すること：福祉局高齢社会部介護保険課 松本・平野 Tel：092-733-5452（内線2121）